

国民年金の届け出はお済みですか



日本に住所がある20歳から60歳までの方は、国民年金(厚生年金・共済年金を含む)に加入しなければなりません。加入種別は左表の3つに分かれており、就職や退職、結婚などにより、年金の種類や保険料の納め方が変わる場合は、その都度、届け出が必要になります。

この届け出が遅れると、将来受け取れる年金が減ったり、受け取れなくなったりする場合がありますので、ご注意ください。

被保険者の種類	対象者	届出先
第1号被保険者	・20歳以上の学生 ・農林漁業・商業などの自営業者やその家族(第2号・第3号被保険者に当てはまらない方)	市役所
第2号被保険者	会社員、公務員など	勤務先
第3号被保険者	会社員などに扶養されている20歳以上60歳未満の配偶者	配偶者の勤務先

こんなときには届け出が必要ですよ

20歳になったとき

学生、自営業、アルバイトの方など厚生年金や共済年金に加入していない方

【必要なもの】

- ▼印鑑(本人手続きの場合は不要)
- ▼身分証(免許証など)
- ▼年金事務所から届いた書類
- ▼学生証の写しまたは在学証明書 免除申請する場合)

離職・退職したとき

会社や役所を離職・退職した20歳から60歳未満の方

【必要なもの】

- ▼印鑑(本人手続きの場合は不要)
- ▼身分証(免許証など)
- ▼年金手帳
- ▼離職、退職日が分かる書類(資格喪失連絡票や退職辞令など。免除申請する場合は、離職票などが別に必要)



配偶者の扶養からはずれたとき

被扶養者本人の収入増や配偶者との離婚、配偶者の退職・死亡により、厚生年金などに加入している配偶者に扶養されなくなった20歳以上60歳未満の方

【必要なもの】

- ▼印鑑(本人手続きの場合は不要)
- ▼身分証(免許証など)
- ▼年金手帳
- ▼扶養されなくなった日が分かる書類

任意加入したいとき(60歳以降)

資格期間を満たしたい方や年金額を増やしたい方

【必要なもの】

- ▼印鑑(本人手続きの場合は不要)
- ▼身分証(免許証など)
- ▼年金手帳
- ▼預金通帳と届出印

【届出先】 本庁保険年金課または各支所地域振興課

*20歳以上の方が就職したとき、結婚や退職で配偶者の扶養に入ったとき、配偶者が会社を変わったときは、就職先または配偶者の勤務先で手続きをしてください。

国民年金保険料の納付が困難なときには

経済的な理由などで国民年金の保険料を納めることが困難な場合には、申請により所得に応じて保険料の納付が免除または猶予される「国民年金保険料免除・納付猶予制度」がありますので、まずはご相談ください。

国民年金保険料の納め忘れはありませんか

国民年金保険料を納め忘れのまま2年を超えると、これまでは保険料を納めることができずしてした。

しかし、平成27年9月までの期間に限り、過去10年以内の納め忘れした保険料を納めることができる「後納制度」がご利用できます。(すでに老齢基礎年金を受給されている方は、ご利用できません)

後納制度により保険料を納付するためには、事前に年金事務所へ申し込みが必要です。詳しくは国民年金保険料専用ダイヤルまでお問い合わせください。

【後納制度の利点】

- ▼将来受け取る年金額が増額できます。
- ▼年金の受給資格が得られる可能性があります。

市民の市民による市民のための事業を募集します

【問合せ先】本庁コミュニティ課 コミュニティ・生涯学習グループ

☎(23)5111(内線4612)

市民活動支援補助金(ステップアップコース)とは

公益的活動を行う市民活動団体などが、地域活性化のために自ら企画し実施する公益的な事業に対して、補助金を交付します。

対象となる事業

- ▼次を満たす事業であること
- ▼地域活性化のために応募団体自らが企画・立案・実施する市民活動に該当すること
- ▼事業の内容、時期、経費などが当該団体などの目的を達成するために適当であること

*詳しくはお問い合わせください。

応募できる団体

- ▼次の全てを満たす団体であること
- ▼構成員が5人以上
- ▼構成員の過半数が本市に住所を有すること
- ▼公益の増進に寄与する活動を行う任意団体または特定非営利活動法人など
- ▼活動拠点が市内で、かつ市内において活動を行っていること

*ただし、次のいずれかに該当する団体は対象となりません。

- ▼地区コミュニティ協議会および自治会
- ▼宗教活動などを目的とする団体
- ▼政治活動などを目的とする団体
- ▼暴力団員が構成員に含まれる団体もしくはその暴力団員の統制下にある団体
- ▼性風俗関連特殊営業を営む者が構成員に含まれる団体

補助の対象となる経費

事業の実施に直接必要となる経費が対象となります。ただし、団体の経常的な管理運営経費は、補助の対象となりません。また、次に該当するものも対象となりません。

- ▼構成メンバーによる会合の飲食および親睦に要する経費
- ▼構成メンバーに対して支払われる人件費など
- ▼記念品、金券などの購入経費
- ▼備品購入費、施設整備または改修などに要する経費
- ▼不動産の取得などに要する経費

補助金の額・補助の限度額

補助の対象となる経費に、補助回数に応じた補助率を乗じて得た額を補助金の額とします。

ただし、補助の対象となる経費から、補助の対象となる事業の実施により得られる収入を差し引いて得た額が、補助回数に応じた補助率を乗じて得た額より低いときは、収入を差し引いて得た額とします。

また、1件当たり100万円を補助金の上限とします。(千円未満切り捨て)

なお、薩摩川内市提案公募補助金の交付を受けていた事業(団体)は、同補助金の交付を受けた回数を、本補助金の回数に通算します。

※補助回数に応じた補助率

- ▼1回目 8割
- ▼2回目 6割
- ▼3回目 5割
- ▼4回目 3割

応募方法

次の関係書類に必要な事項を記入の上、2月13日(金)までに、本庁コミュニティ課まで送付または直接お持ちください。

- ▼【関係書類】
- ▼市民活動支援補助金申込書
- ▼事業計画書・事業収支計画書

その他

応募書類提出後にも、審査に必要な他の関係書類を提出していただく場合があります。当初応募時に提出していただいた書類を含め、一切の書類は返却しません。

市民活動支援補助金の応募のため、市に提出していただいた一切の書類に記載されている事項は、原則として公開の対象となります。

スケジュール(予定)

- 2月下旬 一次審査(書類審査)
- 3月中旬 二次審査(公開プレゼンテーション)
- 4月 応募団体による事業内容の発表
- 補助事業決定